

## 資料編



## ■能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日  
告示第 209 号

(設置)

第 1 条 本市が行う老人福祉及び介護保険施策を円滑に推進し、活力ある高齢社会の実現を図るため、能代市活力ある高齢化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 20 告示 47・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 法第 42 条の 2 第 5 項、第 54 条の 2 第 5 項、第 78 条の 2 第 7 項、第 78 条の 4 第 6 項、第 115 条の 12 第 5 項、第 115 条の 14 第 6 項及び第 115 条の 22 第 4 項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 法第 115 条の 46 の規定に基づく地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営協議に関する次に掲げる事項
  - ア センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
  - イ センターの運営、評価に関すること。
  - ウ センターの職員の確保に関すること。
  - エ 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活力ある高齢社会の実現に向けて必要と認める事項に関すること。

(平 20 告示 47・平 21 告示 76・平 24 告示 58・平成 30 告示 133・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員会の委員は 16 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、3 年以内とし、再任を妨げない。

(平 21 告示 76・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 第 2 条第 3 号に掲げる事項のうち、法第 78 条の 2 第 7 項、第 115 条の 12 第 5 項及び第 115 条の 22 第 4 項に関する会議並びに第 2 条第 4 号アに関する会議において、関係する法人又は団体の役員

若しくは構成員である委員は、その委員会の会議に出席することができない。

(平 21 告示 76・平 24 告示 58・平 30 告示 130・一部改正)

(部会)

第 6 条 委員会において必要と認めるときは、委員会に委員の一部により構成される部会を置き、第 2 条の所掌事項の一部を行わせることができる。

2 部会の委員構成、所掌事項その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

(平 21 告示 76・追加)

(有識者等の意見聴取)

第 6 条の 2 委員会又は部会において必要と認めるときは、委員会又は部会の会議に有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 22 告示 3・追加)

(秘密保持)

第 7 条 委員(前条の有識者等を含む。以下同じ。)は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(平 21 告示 76・旧第 6 条線下、平 22 告示 3・一部改正)

(謝金)

第 8 条 委員には、予算で定める範囲内で謝金を支払う。

(平 21 告示 76・旧第 7 条線下)

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿いきがい課において処理する。

(平 20 告示 47・一部改正、平 21 告示 76・旧第 8 条線下)

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 21 告示 76・旧第 9 条線下)

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 47 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 27 日告示第 3 号)

この告示は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 58 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 13 日告示第 133 号)

この告示は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

## ■能代市活力ある高齢化推進委員会名簿

(平成30年8月31日～令和3年7月31日)

分野	団体名等	氏名	備考
介護保険の 被保険者 (5名)	能代市老人クラブ連合会	小林 一成	
	能代市連合婦人会	芦名 早苗	
	能代市自治会連合協議会	渡邊 耕佑	
	二ツ井地区区長連絡協議会	畠山 隆久	
	能代市ボランティア連絡協議会	小林 寛	
介護サービス 及び介護予防 サービス事業者 (2名)	秋田県県北地区介護支援専門員協会	松田 進	
	秋田県県北地区介護支援専門員協会	新田 雅紀	
地域における 保健・医療・ 福祉関係者 (8名)	山本地域振興局福祉環境部次長 山本福祉事務所長	鈴木 弘哉	
	能代市健康推進員協議会	佐藤 成子	
	能代市山本郡医師会	織田 尚明	委員長
	能代市山本郡歯科医師会	横山 知彦	
	能代山本薬剤師会	田口 和義	
	能代市民生委員児童委員協議会	土崎 博之	
	能代市社会福祉協議会	芳賀 郁子	
	看護協会能代・山本地区支部	佐藤 ひとみ	
学識経験者 (1名)	(財)介護労働安定センター秋田支部	安部 美恵子	副委員長



---

**能代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画**

---

令和3年3月発行

編 集 能代市市民福祉部長寿いきがい課  
発 行 能代市

〒016-8501 能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2157 FAX 0185-89-1791

e-mail tyoju@city.noshiro.akita.jp

---